

福山市子育て短期支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、子育てにかかる保護者の負担の軽減が必要な場合及び経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設又は里親（以下「実施施設等」という。）において、一定期間、養育・保護その他の支援（保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、児童と共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあっては、当該保護者への支援を含む。）を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

また、事業の実施にあたっては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第3項の規定に基づき必要な事項を定めることとする。

(事業の実施方法)

第2条 この事業は、市長が適切に事業を実施できると認める実施施設等に委託して行う。

(事業の対象者)

第3条 事業の対象者は、本市に住所を有する児童（18歳に到達する日の年度の末日）及びその保護者とする。

(利用の要件)

第4条 利用の要件については、次の各項に定めるもののうち、他の法律又は制度の活用や親族等からの支援を得ることが困難な場合とする。

- (1) 児童の保護者の疾病
- (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上的事由
- (3) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- (4) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- (5) 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- (6) レスパイト・ケアや、児童との関わり方・養育方法等について、親子での利用が必要であると市が認めた場合
- (7) 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護を必要とする場合

(事業の種類)

第5条 子育て短期支援事業は、前条の要件に該当する家庭の児童及び保護者を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うため、短期入所生活援助（ショートステイ）事業（以下「ショートステイ」という。）及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業（以下「トワイライトステイ」という。）を実施する。

(利用の期間)

第6条 利用期間は次の各項に定めるものとする。

- (1) ショートステイ 1回の利用につき原則7日以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。
- (2) トワイライトステイ 1回の利用は1日単位とする。時間はおおむね20時までとする。

(送迎)

第7条 実施施設への児童の移送は、原則として保護者が行うものとする。ただし、児童の安全性の確保や保護者の負担軽減等のため、保護者が児童に付き添うことが困難である場合等に、居宅から実施施設等の間及び実施施設等から保育所や学校等の間について、市長が必要であると判断した場合において、実施施設が行うものとする。

(利用の申請)

第8条 子育て短期支援事業利用しようとする者は、子育て短期支援事業申請書（別記様式第1号）に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、市長は児童の保護者から利用についての同意を得ることとする。

市長は、申請時に、児童及び保護者の意向を確認するサポートプランを作成する。

ただし、市長が特に必要と認める場合には、利用申請及びサポートプランの作成を事後に行うことができる。

(利用の決定)

第9条 市長は、前条により、保護者から子育て短期支援事業の利用の申請があったときは、申請の理由等を審査し、子育て短期支援事業を利用することが適

当と認めたときは、子育て短期支援事業利用決定通知書（別記様式第2号）により保護者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条の申込みについて審査した結果、子育て短期支援事業を利用することが適当でないと認めたときは、その理由を付して子育て短期支援事業不承諾書（別記様式第3号）により保護者に通知するものとする。
- 3 特に本事業の利用が必要と考えられる家庭から利用の申請があった場合には、優先的に取り扱うものとする。
- 4 児童及び保護者に対する支援の必要性が高く、速やかに支援が必要な場合は、口頭による通告又は通知により利用勧奨を行う場合がある。また、利用勧奨を行ったにも関わらず申請が見込めない場合は、通知により利用措置を行う場合がある。

（委託の決定）

第10条 市長は、前条第1項により利用の承諾をしたときは子育て短期支援事業実施・委託決定通知書（別記様式第4号）により実施施設等へ通知するものとする。

（利用の辞退）

第11条 子育て短期支援事業の利用の承認を受けた者が利用を辞退しようとするときは、子育て短期支援事業辞退届（別紙様式第5号）により市長に届け出なければならない。

（委託の終了）

第12条 市長は、前条により、保護者から子育て短期支援事業辞退届が提出されたときは、子育て短期支援事業実施・委託終了通知書（別記様式第6号）により実施施設に通知するものとする。

（市の支弁）

第13条 市は、別表に定める子育て短期支援事業に係る費用を実施施設に支弁する。

（委託料の請求）

第14条 実施施設は、第6条による委託が終了したときは、月ごとに市長に請求するものとする。

（負担金）

第15条 保護者は、この事業に要した費用の一部を、その負担能力に応じて負担しなければならない。

2 負担金の額は、別表のとおりとする。ただし、第7条第4項に定める事由により、利用措置を行う場合はこの限りでない。

なお、市長が児童及び保護者に対する支援の必要性が高いと判断した者のうち、離婚調停中である等課税者と生計を一にしていないことが証明できる等市民税非課税世帯と同等と認められる場合には負担金を免除することができるものとする。

3 市長は、申請日時点の課税状況に応じて負担金を決定する。

4 市長は、保護者が負担金の支払いに応じない場合、福山市債権管理条例（平成27年3月20日条例第4号）に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（備付書類）

第16条 実施施設等は、入所児童の実施施設での生活等に関し記録を行うものとする。

（関係機関との連携）

第17条 市長は、この事業の実施に当たり、ファミリー・サポート・センター事業との連携等他の関連サービスとの十分な調整を行うとともに、児童相談所、保健センター、福祉事務所、ひとり親家庭自立支援員、民生委員・児童委員等の関係機関との十分な連携を図るものとする。

附 則

この要綱は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2026年（令和8年）4月1日から施行する。

別表

(1人あたり日額)

事業	世帯	利用児童 年齢区分	委託料 (市支弁額)	保護者負担額
短期入所生活 援助（ショートステイ）事業	生活保護世帯	2歳未満児	12,760円	0円
		2歳以上児	6,300円	0円
		親子利用及び緊急 一時保護の保護者	2,100円	0円
	市町村民税非 課税世帯（母子・父子・養育 者家庭を含む。）	2歳未満児	12,760円	0円
		2歳以上児	6,300円	0円
		親子利用及び緊急 一時保護の保護者	2,100円	0円
	その他の世帯	2歳未満児	12,760円	6,300円
		2歳以上児	6,300円	3,100円
		親子利用及び緊急 一時保護の保護者	2,100円	1,000円
夜間養護等 （トワイライトステイ）事業	生活保護世帯	夜間養護等	1,760円	0円
		休日預かり	3,510円	0円
		親子利用及び緊急 一時保護の保護者	2,100円	
	市町村民税非 課税世帯（母子・父子・養育 者家庭を含む。）	夜間養護等	1,760円	0円
		休日預かり	3,510円	0円
		親子利用及び緊急 一時保護の保護者	2,100円	
	その他の世帯	夜間養護等	1,760円	800円
		休日預かり	3,510円	1,700円
		親子利用及び緊急 一時保護の保護者	2,100円	1,000円
送迎等	※必要があると判断した場合に限る。		2,000円	0円

